

小山工業高等専門学校地域イノベーションサポートセンター利用規程

制 定 平成20年4月1日

最終改正 平成29年3月8日

(趣旨)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校地域イノベーションサポートセンター規則(平成29年3月8日改正)第11条の規定に基づき、地域イノベーションサポートセンター(以下「センター」という。)の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用資格)

第2条 センターを利用することができる者は、次のとおりとする。

- 一 本校の教職員
- 二 本校の学生
- 三 本校と共同研究などを行う民間企業等の研究員
- 四 その他地域イノベーションサポートセンター長(以下「センター長」という。)が小山工業高等専門学校地域イノベーションサポートセンター運営委員会(以下「委員会」という。)の議を経て適当と認めた者

(利用の日時)

第3条 センターを利用できる日及び時間は、次のとおりとする。

- 一 利用できる日 月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月28日から翌年の1月4日まで)を除く。)
- 二 利用できる時間 8時30分から17時まで

2 前項の規定にかかわらず、センター長は、特に必要と認めたときは、利用日時を変更することができる。

(施設等の利用手続)

第4条 センターの施設及び設備を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ別紙様式に定める事項を記入し、センター内の地域連携事務室に提出しなければならない。

(利用申請者)

第5条 センターの施設及び設備の利用に関する申請者は、第2条第1号及び第3号に定める者とする。ただし、プロジェクトとして許可された者は、年度当初に申請することにより当該年度内は、利用ごとの申請を省くことができる。

(経費負担等)

第6条 センターの設備の利用に係る経費は、原則として利用者の負担とする。

第7条 センターの設備の取り扱い及び使用料に関する事項は、センター長が別に定める。

(遵守事項)

第8条 利用者は、センターの利用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 センター長及び設備担当者並びに技術職員の指示に従うこと。
- 二 センター内に教育・研究目的に使用する場合を除いて危険物を持ち込まないこと。
- 三 センターの施設、設備、資料等を汚損し、又は破損しないこと。
- 四 センター内の実験装置等の故障を発見した場合は、速やかにセンター長又は設備担当者

に報告すること。

五 その他、他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。

(利用の制限)

第9条 センター長がセンターの管理運営上必要と認める場合は、センターの利用の一部又は全部を制限することができる。

(損害の弁償)

第10条 利用者は、故意又は重大な過失により、施設、設備、資料等を汚損し、又は損傷したときは、遅滞なく原状に復し、若しくはその損害を弁償しなければならない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 小山工業高等専門学校地域共同開発センター利用規程（平成15年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年8月4日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。